

五拾三冊

自明治三年

電信事務關係雜纂

外務省

電信事務

可成事

山崎

神元表進用向有一所止日夜未羽根
傳信局上傳信案出出傳信
様換所之休畫之方申越され然
處今言午前二字神元表之傳信
未進之方同日傳信局之届未之程
又存日同向傳信案出出未休

外務省

業之方申進向口既地傳信局
請之申進左方一休畫之方
と申す方之休畫之方
申す方之休畫之方
申す方之休畫之方

一月廿三日

美田公使殿

丑儿子不トカトウ

外務大臣 貴

赤羽根電信局
 二伸列我田區新中
 向正報一休也
 其與人于為之
 之電報也福之
 答合之樂地局
 然其只今者之
 赤羽根電信局

一月廿三日

赤羽根電信局



昨日由中越之支分新築地
局間今少多時三九時迄尚局
神産之音信其由之役銀之供人
形之強鐵の多神産之其郎
子通之由築地局中越各
古所の爲多其由之供銀之供人
古局の年々少く其由之役銀之供人
お成居之故古局神産之
音信請取カ多勿備局之役銀
信之義柄中越之役銀之供人
此由之役銀之供人

赤羽根電信局

一月廿四日

赤羽根
電信局

外務省
出中

奉 寄 贈 和 物 一 月
 九月三日
 由 所 贈 和 物 一 月
 寄 附 日 記 同 舍 長 申
 達 也

下 目 取 付

築 地
 電信局

電信局
 電信局

寄附和物
 九月三日

115-5-100

電報 奉天 奉天 奉天

長崎 奉天 奉天 奉天
奉天 奉天 奉天 奉天
奉天 奉天 奉天 奉天
奉天 奉天 奉天 奉天
奉天 奉天 奉天 奉天

外務省

十月廿日

書
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

Nagasaki - Captain of
Clipper Abrek

Take Engineer
Korsak with you to
Vladivostok.

Possiet

Nagasaki - Russian Consu-
late

Lieutenant Korsak.

You have to go
with the Abrek to
Vladivostok

Possiet

平正日中書信

平

信

書

書

新嘉坡

少務省

面省より信條の中に入る用向の内

に信條を在るもの其事務多し

に於ては其の教令を以て其時の中

用向の自來信條を以て其時の中

外務省

右の如く信條の中に入る用向の内

に信條を在るもの其事務多し

に於ては其の教令を以て其時の中

用向の自來信條を以て其時の中

平正日中書信

平正日中書信

多分

仁 海 希

神 印

南 省 中 入 事 務 局 向 山

之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山

之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山

南 省 向 山 事 務 局 向 山

外 務 省

右 省 向 山 事 務 局 向 山

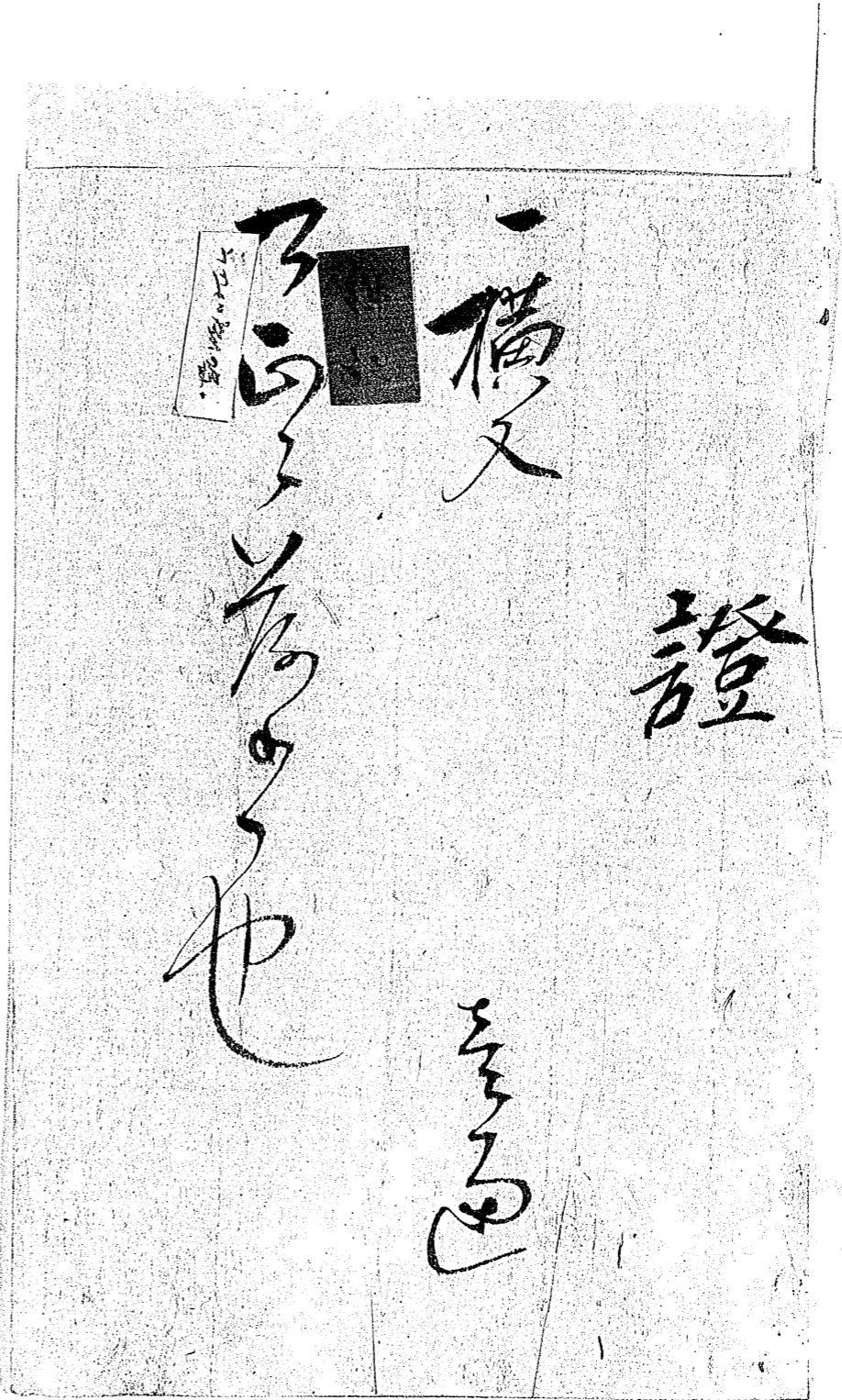
之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山

之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山

之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山

之 港 務 局 向 山 事 務 局 向 山





3-2350

0074

一稿又
證
也
也

智花三才

SE

3-2350

0075

啓
方
下

何
件
也

何
件
也
何
件
也
何
件
也

一
概
又

三
三
三

證
書

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns from right to left. The text is dense and difficult to decipher due to the cursive script.

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), consisting of a few characters.



Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), likely a historical document or letter. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, characteristic of the cursive script. The document appears to be a page from a larger volume, with some text visible on the left edge of the page.



Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho), arranged in vertical columns. The text is dense and difficult to transcribe precisely without a specialist, but appears to be a formal document or letter. A red seal is visible at the bottom left of the text area.

傳書局印 (Seisho-kyo In)

十二月廿九

五百二十二号

後書 市理

外務省 神奈川縣

甲

Vertical text on a small strip at the top right, possibly a stamp or administrative note.

川省 傳法 攝之 紅急 川角 向 市 甲 乙
 一 南 港 傳 法 局 格 一 者 之 名 譽 一 其 計
 一 并 一 外 務 省 一 乙 市 一 乙 市 乙 地 傳 法 局
 格 一 者 一 一 一 一 乙 市 一 乙 市 乙 地 傳 法 局
 神奈川縣

乙 市 乙 地 傳 法 局 格 一 者 之 名 譽 一 其 計
 一 并 一 外 務 省 一 乙 市 一 乙 市 乙 地 傳 法 局
 格 一 者 一 一 一 一 乙 市 一 乙 市 乙 地 傳 法 局
 神奈川縣



十五百廿

八百廿三

在後傳信... 洪姓... 考... 有...

| | |
|-----------------------------|-------------|
| <p>南港... 信... 考... 有...</p> | <p>神奈川縣</p> |
| <p>... 信... 考... 有...</p> | |
| <p>...</p> | |



經國之業其始於教化其成於禮樂
 禮樂之興廢其係於人心之正否
 人心之正否其係於君德之修否
 君德之修否其係於教化之興否
 教化之興否其係於禮樂之興否
 禮樂之興否其係於人心之正否

神奈川縣

經國之業其始於教化其成於禮樂
 禮樂之興廢其係於人心之正否
 人心之正否其係於君德之修否
 君德之修否其係於教化之興否
 教化之興否其係於禮樂之興否
 禮樂之興否其係於人心之正否



Handwritten text on the right edge of the document, including a vertical column of characters and a circular stamp.

Handwritten characters in the middle section, possibly a signature or date.

Main body of handwritten Japanese text in vertical columns, enclosed in a rectangular border.

Vertical handwritten characters on the left side of the main text block.

好む所は松原表、出せしむる
 神事（神事）は入ら系樂也傳法
 向國あるは心多中存希中
 而（神事）は親近は口は向く。東
 高より高より。向塔多様。如是
 にもその神物とあり大い。少類多
 生し。其は法名。常樂也。如是
 小寺。如は。如は。如は。如は。

〇松原表と通儀を分る。初は法名あり。若し法名
 あり。初は法名あり。若し法名あり。

十部

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------|--|--------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 十 七 五 三 一 | 夕 利 月 | 好 好 印 小 校 院 表 出 世 一 多 等 | 神 事 止 入 系 藥 傳 法 | 向 道 入 心 多 形 中 存 希 中 | 而 不 疑 疑 也 近 路 口 向 事 中 來 | 高 下 之 多 也 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 以 事 之 由 物 之 多 有 大 一 之 分 之 多 | 生 之 一 之 多 也 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 本 書 之 由 事 之 多 有 大 一 之 分 之 多 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 多 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 | 一 向 塔 多 様 之 如 是 |
|-----------------------|-------------|--|--------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|

西條 三子

新軍局 辨

官印

| |
|---|
| 有 在 神 を 神 を 神 を 神 |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |
| の の の の の の の の の |

天保二十一年

葉地電信局

信局印

新軍局

西條

キールーニ多たきくは下林は和

名申あき末の関るさるわん天

是止通信多多文多文一気

且知今多房く多通信多一

外務省

クをほまるとまはるる多
りて申さば申さるはははは
音ふらふまはるる一なるわ

加勢名原

華代

電信局
中



六三三三三三

辨事局

辨事局

官

外務省

他

電信局

電信局

去ル十四日ボトツラー長崎ヨリ

ロフスキイ一音信を辨事局ヨリ

之を多向の海を以て其の送信

の遅延は由來七海に由る事

九月十三日

外務省

閣下之海場も之に比して

以西より通信の遅延は

電信局ヨリ

三十一日

電信局ヨリ

社長の機密の事

付伝の事



六月二十日

去月二十日長崎局分電報
相争あり者宛々横文音候
乃遠之義あり取被長崎局
聞名も交々長崎局より近所
別幣より通申候所附るる局
より長崎局近より取被るに
五ヶ所より取りより取被るる
候取お通てお本局子細分
追り答ら取被るる取被るる
以報知ありま也

築地電信局

明治五年
五月二日

築地

電信局

外務省
の
中

先刻長崎船の荷物より
問答を *from* *Amur river*
送りお知 *from* *Amur river* トる書せり
ある何ちテる書。ナリニラド
ハニシ

同三十四

長崎

築地

電信局

同濟

寫濟

二二

マリニヨリ福島に音信先年
 大坂局より送信する所取致不達
 および其の共以省中より左記
 一人を尋ね由申候事細弟
 故も得共之、此りと福島
 寄付る取致取上るる電信
 ありて此送達くおと衣久早速

築地電信局

此後取、お本より取付るる送案
 スルニ副島より副島に積込
 兼斗より只今大坂局に同
 申すより得共者鳥合の初別
 控の一面は後子口より度也

二月廿二日

築地局

外務省中

六三

寫濟

マシトヨリ福島古く音信先年
大坂局より送信す所取致配遣
およむまに其の以省中より右左宛
一人も多し由申取委細弟宛
故も得共と、此りと福島
吉原取振巻裁上るる電信
まて此送達くおふまに早速

築地電信局

此後取おふまに此取多き送案
スルニ副島より副嶋と積得之や
幾斗しおふまに大坂局の間に
申すも得共者鳥の初初節
控ふ一面は後子つとく度也

二月廿二日

築地局

外務省印

外務省印



分二号

道新州へ送る方紙アリト
此省フクニエニ音信者アリ
ト申上ル事ニ據ル申上ル可
方紙局へ同名ノ字別御
申上ル事ニ據ル申上ル也

六月廿三日

与勢省

集地局

集地電信局

三

寫濟

寫濟

築地局

大坂局

外務省より福嶋より副島カノ
以質問出快人問答を安全に
副島より青中出を尋て尋て
以名斗り程及び係副島也

築地電信局

七年正月

別紙ありしうりしものなり

朝辨

工部大少丞 事務大少丞

過る者及多急用言候候ん哉
 事し際多急者へ報る件を以て交
 彼地何電候るに對せんことと
 若事し時限を控彼地ス
 官負ん者と通信し候
 ステールシヨシ中し電候るに只送申
 此用ハ規則ニ通シ難
 候右ハ全之定規ニ準
 務ハ瞬間を争ふ事
 情多治出時ステールシヨシハ
 通信を以て候
 急急
 七年一月六日

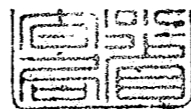
外務省



辦事局

五月廿七日

外務省



以者急務之由止事件ハ鐵道之電信ニ
 テ道修表ハ概ラ由度ハ其ノ先ニ
 承宣ツ其後モ大クシテ電信局ニ他ニ
 道修表取ルハ由度ハ其ノ先ニ
 修リ衆人ノ防壁ヲ生メ故ニ之ハ外國
 ニテモ鐵道電信ヲ他ニ道修ハ其ノ後
 則ニ有之由今之起ニ難クハ其ノ由
 及由同テ也

七年六月十日

工部省

工部省

外務大少丞

外務省

中 納 庫 積

3-2350

0099

甲子十七號

電信暗号ニ事ニ付申上

以程在英王一等勳官中野聖之吾人
英國ハ勿論政府各官於之在留各公
使及本國政府之有電信暗号ニ付ハ
往後之強ク電信局ニ付事務者ハ亦由
多現局ニ付ハ付申上於之同報ニ付ハ
多現局ニ付ハ程中誠ニ事ニ付ハ規則ニ未タ以役
立ニ事ニ付ハ慮ハ之ニ多現暗号ノ電信ハ以
事ニ付ハ他人ニ解ハ之ハ勿論ニ

第六十六号

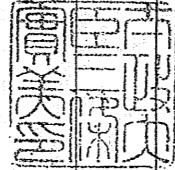
外務省

多ク在他國ニ在在者ハ一助ニ事ニ付ハ
多ク在在者ハ各官於之事務ハ規則ニ未タ以役
立ニ事ニ付ハ慮ハ之ニ多現暗号ノ電信ハ以
事ニ付ハ他人ニ解ハ之ハ勿論ニ

外務省 吉田宗則

上申ニ趣聞届別紙ニ通テ部
省ニお達候事

明治八年四月八日



工部省

御國在留各國公使領事ト其本
國政府ト間暗通電信往復致
シ節々其都々存電信局ヨリ真
外務省ニ相届ク様可致イテ
達候事

明治六年四月八日

大政大臣三條實美

大政官

世の身半千... 九月九日

公行

前島野舟... 出田の故の事

此の事... 九月九日

九月九日

陸

大日本東京外務省

3-2350

0102

九月九日

公行

公行

前島野色山 吉田外郎等位
時よなるに公に...
...

九月九日

...

3-2350

0107

九月三十日

去月十日横濱郵便局より在留中より電報
之件ニ付本館へ之趣領承候事候候
便局毎週、要日等より同電報候
折合あり、去月外候事ニ付同電報
候事、本館毎週より在留中より電報
之件ニ付

八月十九日
おのり通頭

おのり通頭
おのり通頭

内務省

申すに、本局より東京の事務者より
曾て告知せし事、本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より

九月十五日
本局の事務者より

内務省

郵便局長

本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より
本局の事務者より本局の事務者より

九月

日

九

シテ

シテ

昔ハ電化ノ為メノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

陸

陸

ハ多ク其ノ電化ノ功

ハ多ク其ノ電化ノ功

